



情報提供日：令和2年4月3日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 龍ヶ崎市の対応について【第12報】 令和2年4月3日(金)16時現在

下線部はこれまでの情報提供からの追加・変更箇所となります。

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルスに対する感染拡大防止策の一環として、下記の通りの取り組みを行っていますので、お知らせします。なお、この情報は発表時点のものであり、今後の状況により変更される場合があります。

### 1. 龍ヶ崎市の体制

○龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(特別職・部長級会議)

- 第1回：令和2年3月6日(金)
- 第2回：令和2年3月16日(月)
- 第3回：令和2年3月17日(火)
- 第4回：令和2年3月23日(月)
- 第5回：令和2年3月27日(金)
- 第6回：令和2年3月28日(土)
- 第7回：令和2年4月3日(金)

○情報共有会議の開催(部長級会議)

- 第1回：令和2年2月3日(月)
- 第2回：令和2年2月25日(火)
- 第3回：令和2年2月27日(木)
- 第4回：令和2年3月2日(月)

※令和2年3月6日(金)に龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に格上げ

○新型コロナウイルス幹事会の開催(課長級会議)

- 第1回：令和2年3月3日(火)
- 第2回：令和2年3月4日(水)

### 2. イベント関連情報

○イベントの実施に関する方針(令和2年2月28日発表・3月16日変更)

- (1)市主催のイベントは原則、中止・延期する。(不特定多数の方が集まるイベントや急を要さないイベント)
- (2)市主催で実施するイベントのうち、中止・延期できないものは、感染防止策を講じた上で実施する。

○方針の適用期間

令和2年2月28日(金)から当面の間

○感染防止対策の徹底

- (1)手洗いと手指消毒
- (2)マスクの着用と咳エチケット等の徹底
- (3)発熱者や体調不良者の参加は控える
- (4)会場の定期的な換気
- (5)上記感染防止対策注意事項について掲示等

### ○中止・延期となった主なイベント(令和2年3月11日現在)

- ・桜まつり(4月4日)
- ・まいんバザール(4月5日)

その他、乳幼児健康診査などの事業、龍ヶ崎市文化会館で開催のイベント等が中止や延期になっています。

なお、最新情報は下記リンクからご確認をお願いします。

#### ■感染拡大防止のため中止や延期となったイベント(龍ヶ崎市公式ホームページ)

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/cov-2020/stopeve/stopcov-2020.html>

## 3. 市立小中学校の対応

### ○入学式の実施【担当:指導課】(令和2年4月3日発表)

中学校:令和2年4月8日(水)

小学校:令和2年4月7日(火)

### ○市立小中学校の臨時休業を実施【担当:指導課】(令和2年4月3日発表)

休業期間:令和2年4月7日(火)から4月17日(金)まで

※4月6日(月)の始業式、4月7日(火)・8日(水)の小中学校の入学式は予定通り実施

### ○学習サポート事業の実施【担当:指導課】(令和2年4月3日発表)

期間:令和2年4月8日(水)から4月17日(金)まで

対象:・原則として小学1年生から3年生までのうち、保護者の仕事等の理由により日中の保育に欠ける児童

・既に学童保育を利用している児童(小学校1年生から6年生まで)

実施内容:午前8時30分から午後2時30分の間で、教職員等による学習の見守り、生活指導など。

### ○市立小中学校の臨時休業を実施【担当:指導課】(令和2年2月28日発表)

休業期間:令和2年3月6日(金)から4月5日(日)まで

・臨時休業日:令和2年3月6日(金)から3月23日(月)まで

・学年末休業日:令和2年3月25日(水)から3月31日(火)まで

・学年始休業日:令和2年4月1日(水)から4月5日(日)まで

令和2年3月24日(火)を登校日とし、修了式を実施します

### ○卒業式の実施【担当:指導課】(令和2年2月28日発表)

中学校:令和2年3月12日(木)

小学校:令和2年3月19日(木)

### ○学習サポート事業の実施【担当:指導課】(令和2年3月2日発表)

期間:令和2年3月6日(金)から3月23日(金)

対象:・原則として小学1年生から3年生までのうち、保護者の仕事等の理由により日中の保育に欠ける児童

・既に学童保育を利用している児童(小学校1年生から6年生まで)

実施内容:午前8時30分から午後2時30分の間で、教職員等による学習の見守り、生活指導など。

#### 4. 施設の休館等の対応(令和2年4月3日現在)

現在、休館や利用制限などを行っている公共施設は下記の通りとなります。

○茨城県からの外出自粛要請を受け、一部施設を除く市内全ての公共施設を下記の期間、休館とします。

期間:令和2年4月4日(土)・5日(日)の終日

令和2年4月6日(月)から4月10日(金)までの平日夜間

##### 上記期間で休館しない施設

施設名	担当課	備考
市民窓口ステーション	市民窓口課	
ファミリーサポートセンター・ リフレッシュ保育 (さんさん館内)	こども家庭課	
駅前こどもステーション	こども家庭課	子育て支援センターは利用不可
たつのこ産直市場	農業政策課	
市営斎場	環境対策課	

##### 平日夜間に利用制限される施設

令和2年4月6日(月)から4月10日(金)まで、下記の施設の夜間利用はできません。

施設名	担当課	備考
文化会館	文化・生涯学習課	
中央図書館	文化・生涯学習課	
たつのこフィールド・スタジアム等の屋外体育施設	スポーツ都市推進課	

○休館・利用停止している施設

施設名	期間	担当課	備考
学校体育施設の 休日夜間一般開放	3月3日(火)から 4月30日(木)	夜間:スポーツ都市推進課 休日:各小中学校	
旧長戸小学校の 体育施設	3月3日(火)から 4月30日(木)	コミュニティ推進課	
元気サロン松葉館	3月3日(火)から 4月30日(木)	健幸長寿課	
たつのごアリーナ	3月10日(火)から 4月30日(木)	スポーツ都市推進課	
まいん「健幸」 サポートセンター	3月7日(土)から 4月30日(木)	健幸長寿課	
高砂体育館	3月10日(火)から 4月30日(木)	スポーツ都市推進課	
歴史民俗資料館	3月10日(火)から 4月30日(木)	文化・生涯学習課	
ふるさとふれあい 公園(アトリエ棟)	3月7日(土)から 4月30日(木)	社会福祉課	
市が管理する 全てのコミュニティ センター	3月10日(火)から 4月30日(木)	コミュニティ推進課	地域の総会のみ対策を講じ 使用可・予約受付・図書返却 (予約図書の受取可)・印刷機 の利用のみ可
市民交流プラザ	3月10日(火)から 4月30日(木)	コミュニティ推進課	予約受付のみ 対応
市民活動センター	3月10日(火)から 4月30日(木)	コミュニティ推進課	予約受付・印刷 機の利用のみ 可
湯ったり館	3月10日(火)から 4月30日(木)	農業政策課	
さんさん館	3月11日(水)から 4月30日(木)	こども家庭課	ファミリーサポ ートセンター・リ フレッシュ保育 は通常利用可
駅前こども ステーション	3月11日(水)から 4月30日(木)	こども家庭課	送迎ステーショ ンのみ対応可
龍ヶ岡公園 (管理棟)	3月10日(火)から 4月30日(木)	都市施設課	

○一部利用制限している施設

施設名	期間	内容	担当課
市が管理する 全ての体育施設(※)	4月4日(土)から 4月19日(日)	高校生以下の 利用不可	スポーツ都市推進課
総合福祉センター	3月6日(金)から 4月30日(木)	浴室・ヘルストロン 室・集会室・教養娛 楽室・多目的室・そ の他、会議室が 利用不可	介護福祉課
中央図書館	3月10日(火)から 4月30日(木)	図書の返却・貸出 のみ対応 施設の滞在は不可	文化・生涯学習課 中央図書館
森林公園	3月18日(水)から 4月30日(木)	バーベキュー用 かまどの利用不可	都市施設課
農業公園豊作村	3月19日(木)から 4月30日(木)	研修会議室・調理実 習室が利用不可	農業政策課
文化会館	3月27日(金)から 5月31日(日)	受付と利用に制限あ り。詳細は施設へ問 合せ	文化・生涯学習課

※たつのこフィールド、たつのこスタジアムなどの屋外施設は4月1日以降利用可能とする。  
ただし、大人数の利用は主催者の感染拡大対策により実施する。

5. 市で行っている感染拡大防止策や注意喚起

- 市内公共施設への消毒液などの設置(1月23日(木)から)
- 広報紙「りゅうほー」、市公式ホームページ、SNS、メール配信サービスなど市広報媒体での  
市民への注意喚起の実施
- 医療機関への市備蓄マスク提供(3/13)
- 各保育施設等への市備蓄マスク配布(3/17)
- 市長メッセージを発出(3/11・3/27・3/28)
- 青色地域安全パトロール車(青パト)による広報活動を実施(4/3から)

6. その他

○龍ヶ崎市役所内での申告相談【担当:税務課】

龍ヶ崎市役所内での申告相談は3月16日(月)までとなります。以降の所得税の確定申告につ  
いては、竜ヶ崎税務署での申告となります。なお、市民税・県民税申告は3月17日(火曜日)以  
降、龍ヶ崎市役所税務課にて受け付けします。

事務局	龍ヶ崎市 危機管理課 担当者:鎌倉(かまくら)・清原(きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	---